

令和6年度第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会（議事録）

- 1 期 日 令和6年5月28日（火）
- 2 開催時間 10:30～12:00
- 3 開催場所 高山市教育研究所 2階大会議室
- 4 参加者 飛騨地区採択協議会委員 21名（19名出席、2名欠席）
飛騨地区採択協議会事務局（高山市教育委員会学校教育課職員）2名
司会：事務局 説明：事務局 協議進行：会長

5 議事録

司 会	□委員の皆様には、ご多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 この会議は、後ほどお話しします「採択協議会規約」と「運用規定」に基づいて運営をいたします。本日お集まりの委員の皆様は、この規約に基づいて、各教育委員会からご推挙いただいた方ということになります。 本会の会長及び副会長は、地区採択協議会規約第6条により、会長を飛騨地区教育長会会長の見山政克高山市教育長、副会長を飛騨地区教育長会副会長の中村好一下呂市教育長に受けていただくことになっておりますので、ご了承ください。 また、協議会の庶務は、規約第8条により、本協議会会長の属する教育委員会に置くとなっておりますので、本年度の庶務は高山市教育委員会に置き、本日の進行は高山市教育委員会事務局がつとめます。よろしくお願いします。 なお、本日の会議は、8月31日まで非公開となっているため、お手元の配付資料は、会議が終了後全て回収します。
司 会	□はじめに、開会の言葉を、飛騨地区採択協議会副会長 中村好一下呂市教育長よりいただきます。
副会長	□皆様おはようございます。本日はお足元の悪い中、お集まりいただき、ありがとうございます。今回は、中学校の教科書の採択替えとなります。昨年度は小学校の教科書が新しく採択されました。そのための協議をよろしくお願いいたします。これより、令和6年度第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を開催します。どうぞよろしくお願いいたします。
司 会	□続きまして、飛騨地区教育長会会長見山政克高山市教育長が挨拶いたします。
会 長	□皆様おはようございます。委員の皆様には、ご多用の中、ご参加いただきありがとうございます。警報も出始めたので、心配をしておりますが、あらためまして、この会議の趣旨をお話させていただきます。 この会は、飛騨地区内の市村教育委員会が、来年度に飛騨地区の児童生徒が使う同一の教科書を採択するための協議を行い、結果をまとめていただくことを目的としています。 特に本年度は、中学校の教科書、道徳も含めたすべての教科書が採択替えの年となります。そして来年度それが使用されます。この飛騨地区採択協議会においては、どの教科書会社の教科書を子供達が使用することが、教育に有効に活用されるかを皆様のお力をお借りしてまとめていきたいと考えております。

	協議会委員の皆様には、十分に協議していただき、適正な採択事務が行われるよう、よろしくお願いいたします。 本日は欠席者ゼロということでこの会が成立しておりますので、よろしくお願いいたします。
司 会	□ありがとうございました。続きまして、協議会委員の委嘱を行います。資料1ページをご覧ください。規約第5条運営規程第1項に基づき選出された令和6年度の協議会委員の皆様の名簿が載せてあります。本来であれば、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しさせていただくのが本意でございますが、時間の都合上、皆様の机上に委嘱状を置かせていただきました。どうぞ、ご了承ください。なお、委員の任期は本年8月31日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
司 会	□それでは、初めて参加の方もおみえですので、本協議会の目的をご理解いただくために、教科書採択の概要について庶務より説明をします。
事務局	□それでは、教科書採択の概要について庶務よりご説明します。教科書は正式には「教科用図書」といいますが、説明においては「教科書」という名称を用います。法令によって、「教科書」は学校で使用する「主たる教材」と定められており、学校では必ず「教科書」を使って授業を行わなければなりません。 教科書は、通常、民間の教科書発行者が創意工夫をして編集し、文部科学大臣が客観的、かつ公正、適切な内容であるかを検定します。その結果、合格した教科書が「文部科学省検定済教科書」として発行されます。こうして発行された複数の教科書の中から来年度使用する教科書を決めることを「採択」といいます。 教科書の採択は毎年行われていますが、法令で教科書は4年間、同じものを使うように定められているので、使用する教科書を新たに選ぶ「採択替え」と呼ばれる年度と、同じ教科書を採択する年度があります。中学校の教科書は今年度採択替えがあり、来年度から新しい教科書を使用します。なお、小学校の教科書は昨年度採択替えがあり、今年度から新しい教科書を使用しています。 さて、教科書を「採択する権限」は、法令により、その「学校を設置する市町村の教育委員会」にあると定められています。しかし、同じく法令によって、採択に当たっては「採択地区」を設定し、地区内の市町村が共同して、同一の教科書を採択することになっています。 「採択地区」は、自然的、経済的、文化的条件を考慮して、その地域内で同じ教科書を使用することが適当だと考えられる地域をさしており、高山市、飛騨市、下呂市、白川村で「飛騨地区」となっています。 なお、岐阜県には7つの採択地区がございます。 さて、本協議会の大きな役割は、来年度、飛騨地区の中学校で使用する同一の教科書を採択するために、調査研究、協議を行い、調査の結果をまとめていただくことにあります。 この採択協議会は2回開催されます。本日の第1回では、採択委員の委嘱、設置・運営方針や採択基準など、運営に関わる方針を決定します。 第2回までの間に「研究員会」を開催し、採択する教科書について調査研究を行い

	ます。研究員については、後ほど協議の中でご承認いただきますが、飛騨地区4市村から選ばれた研究員が教科書を調査研究します。研究員会は3回開かれ、飛騨地区の中学校生徒に適した教科書について調査研究をし、採択資料を作成します。 第2回採択協議会においては、この研究員会で作成した資料を基に研究員の代表が調査研究結果を説明します。 皆様には、研究員の説明を基に、来年度の飛騨地区で採択する中学校教科書について協議し「結果をまとめ」ていただきます。「決定する」ではなく「結果をまとめる」とご説明したのは、「採択の権限は4つの市村教育委員会」にあるからです。 4つの市村教育委員会は、採択協議会での「結果のまとめ」を尊重して、各教育委員会にて採択の議決をします。法令により、採択地区内の教育委員会は、協議会の結果に基づき、同一の教科書を採択しなければならないと定められているため、4つの教育委員会で同一の教科書を採択する議決が終了することによって、その年度の採択は完了となります。 ここで、一つ今年度の採択でお伝えしたい内容がございます。 令和6年度の中学校の教科書採択に係っては、昨年度文部科学大臣の検定を受けて合格した教科書から、来年度使用する教科書を決めていきます。合格した教科書は、複数ありますが、今回1者のみ、前回の検定に検定に合格した教科書を出しています。いずれにしましても、文部科学大臣の検定を受けて合格した教科書であることには間違いありません。そして子どもたちにとって、よりよい教科書を決めていくことにも変わりはありません。 各教科の研究員には、それぞれの教科書の特徴をよく分析し、生徒たちにとってよりよいものを決めるということを前提に進めるよう伝えていきます。 以上、よろしくお願いします。
司 会	☐ それでは議事に入ります。本日は、半数以上の委員の皆様にご出席いただいておりますので、規約第10条により、協議会が成立していることを報告します。協議の司会は協議会会長にお願いします。
会 長	【協議1 会計監査委員の指名】 ☐ では、よろしくお願いいたします。まず、規約第13条にあります会計監査員2名を選出します。事務局から提案はありますか。
事務局	☐ はい。外部監査の観点から、飛騨市PTA連合会子育て代表様、下呂市PTA連合会子育て委員長様に、会計監査をお願いしたいと思います。
会 長	☐ ご承認いただける方は拍手をお願いします。 (全員拍手) ありがとうございます。
会 長	【協議2 議事録署名者】 ☐ 次に、この会の議事録は9月1日より情報公開の対象となりますので、議事録の署名者を選出します。事務局よりよろしくお願いします。
事務局	☐ はい。学校教育に関して豊かな経験を有している飛騨市教育委員会 学校教育課長様下呂市教育委員会 学校教育課長 様に署名者をお願いしたいと思います。 なお、第1回協議会議事録の作成は高山市教育委員会、第2回協議会議事録の作成は飛騨市教育委員会、下呂市教育委員会にお願いしたいと思います。

会 長	☐ はい。ご承認をいただける方は拍手をお願いします。 (全員拍手) ありがとうございました。
会 長	☐ 次に研究員の承認についてです。 ☐ 今年度は中学校の教科書の調査研究が必要であるため、研究員を置きます。研究員は規約第11条及び運用規定第3項に基づき、会長が学校教育や教科について豊かな経験を有する者から委嘱することになっています。事務局から提案をお願いします。
事務局	☐ はい。資料2ページをご覧ください。各市村教育委員会が協議して選出した今年度の研究員の一覧です。すべての研究員が、学校教育において豊かな経験を有し専門的な調査ができると考えております。
会 長	☐ では、今の提案について、ご承認をいただける方は拍手をお願いします。 (全員拍手) ありがとうございました。 研究員については、第1回研究員会で委嘱させていただきます。なお、研究員がどこの学校の誰であるかは、8月31日までは絶対に口外されないよう、よろしくお願いします。
会 長	☐ 次に日程について、事務局より説明をお願いします。
事務局	☐ では、日程について説明をします。お手元の資料6ページをご覧ください。 ☐ 第2回採択協議会は7月12日金曜日9時からこちらで開催します。もし、この日に採択がまとまらない場合は、第3回目の協議会を開催しなければなりません。最終的には、8月2日までに協議を終え、13日までには4つの教育委員会が採択を決議し、それを県に報告する義務があるからです。
会 長	☐ はい。それでは今、庶務より説明がありましたが、少し補足をさせていただきます。 第2回採択協議会には協議を調える必要があります。十分な協議を行った後に全員一致または多数決で決しなければ、県への報告期限までに各教育委員会での議決ができませんのでよろしくお願いします。 第2回協議会においては、各教科の調査研究結果が報告されますが、委員の皆様方には、お子さんにとって、または近所の子にとって、または孫にとつてと、そういった観点から十分考えていただきたいと思っております。 そのために、第2回協議会の開催までに、どのような教科書が発行されているのかは、是非教科書を手に取ってみたいと思います。 教科書をご覧いただくには、「教科書展示会」を利用していただきたいと思います。 飛騨地区で「教科書展示会」が行われている場所ですが、まず、飛騨教育事務所、それから飛騨市図書館、それから飛騨市神岡図書館、それから下呂市はぎわら図書館、それから白川郷学園図書館、それから高山市図書館「煥章館」、それから、本会場の高山市一之宮支所が展示会場となっておりますので、よろしくお願いいたします。 また、6月14日から6月27日まで開催されますので併せてよろしくお願いいたします。 期間外の閲覧も可能です。本日も後方に展示してありますので是非ご覧ください。 また、展示会期間中は、意見箱を設置し、新しく採択しようとする教科書について、

	広く意見を聞くようにしております。 それでは、日程について承認していただける方は拍手をお願いします。 (全員拍手) ありがとうございました。
会 長	□それでは、次に予算について、事務局より説明してもらいます。
事務局	□それでは、予算について説明します。9ページをご覧ください。 少しお時間がかかりますが、お金に関わることなので読み上げさせていただき、確認させていただきます。(資料読み上げ説明) □静謐な環境で研究や協議をしていただくために、研究員の皆さんには、この会場で昼食をとっていただくようにしたいと思います。 □後日、各市村負担分を請求をさせていただきます。各市村教育委員会は、6月21日までに市村分担金の納入をお願いします。 □なお、採択協議会に参加していただいている委員の皆様の旅費の支払いについては、第2回の採択協議会の際に、公用車の使用有無、走行距離を基準として、県の規定に基づきお支払いささせていただきます。以上、予算についての説明を終わります。
会 長	□はい。今、説明の在りました今年度の予算につきまして、何かご質問がありましたら、お願いいたします。(質問なし)
会 長	□よろしいですか。それでは、今説明のありました予算について承認していただける方は拍手をお願いします。 (全員拍手) ありがとうございました。
会 長	□それでは、予定していた議事は終了しましたが、その他協議することはありますか。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。(意見なし) それでは、本日予定されていた議事は終了しました。進行を事務局にお返しします。よろしくをお願いします。
司 会	【諸連絡】 □これより連絡に移ります。事務局より2点連絡をさせていただきます。
事務局	□それでは、お願いいたします。1つめは、公正確保についてです。教科書発行者が採択関係者に利益供与を行うことは違法です。教科書発行者が採択関係者の自宅を訪問したり、見本を送付したりすることは文部科学省の指導によって禁止されています。 また、教科書発行者は採択関係者に金銭や物品等の提供や申し出をすることを自主規制しております。万が一、そのようなことがありましたら、毅然として拒絶し、すぐに採択協議会長、もしくは市村教育委員会まで連絡してくださいようお願いいたします。本日の資料については、公正確保のため、8月31日までは非公開となっているので、会議終了後にすべて回収させていただきます。ご了承ください。 □2つめは情報公開についてです。この協議会で知り得たことは公正確保のため「8月31日」までは「非公開」です。会の開催日時、場所、委員名、研究員名はもちろん、協議内容についても極秘となっております。本日の資料をすべて回収させていただくのも公正確保について徹底するためです。 ただし、9月1日以降は、開かれた採択を推進するために、地区採択協議会及び市村教育委員会において積極的に情報公開に努めます。委員の皆様のお名前も公開の

	対象となりますので、ご承知おきください。
司 会	□このことにつきまして、会長より補足がありましたらお願いします。
会 長	□では、少し補足をさせていただきます。情報公開については、法改正により努力が求められています。公表の対象となるものは大きく4つです。 1つめは、採択の結果、ふたつめは、その理由、そ3つめは、研究のために資料を作成したときはその資料、そして4つめは、採択協議会の決定をうけた市村教育委員会での議決時の議事録等です。このことについては、ご承知おきください。 市村教育委員会での議事録の公開については、できるかぎり公開する方向で考えたいと思います。
司 会	□ここで、資料に訂正箇所がございましたので、お伝えします。資料6ページの真ん中あたり、教科書展示会の場所、展示教科書と記されておりますが、その②調査研究をする教科書を小学校と記載しておりましたが、中学校の誤りでした。この場で訂正させていただきます。大変申し訳ありません。最後に、資料については自席に置いてお帰りください。後ほど回収します。 次回の第2回採択協議会は7月12日金曜日午前9時からです。ここ、高山市教育研究所で開催します。 閉会の言葉を採択協議会 副会長 中村 好一（なかむら こういち）下呂市教育長、お願いいたします。
副会長	□今日はどうもありがとうございました。協議内容について、承認いただきましたので、これより採択に向かって行きたいと思います。また皆様におかれましては、先ほど話にもありましたように7月12日には、研究員に研究結果をご報告いただくことになっておりますので、ぜひ、各地区で展示してある教科書をごらんになってきていただけるとよいかと思います。 また、公正確保についてもよろしくお願いいたします。これをもちまして、第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を終了します。皆様お疲れ様でした。